平成２９年（フ）第２９７３号
神奈川県藤沢市片瀬４丁目３番19号
債務者　中川ともえ
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５８９号
静岡市駿河区小鹿１丁目68番50―206号
債務者　塩津　哲也
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９７０号
横浜市保土ケ谷区西久保町134番地11　ＱＥＮ－Ａ104号
債務者　鈴木　裕一
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９６９号
横浜市港北区綱島西６丁目20番30号　ビルトストーンハウス101
債務者　石田　洋之
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第７０号
長野県千曲市大字戸倉1989番地11
破産者　内堀　智広
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第３２４号
静岡県沼津市北高島町16番21号　コーポエイト103
破産者　瀧野瀬明男
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４７２号
札幌市白石区北郷３条４丁目11番12号　ソシアルコートＫ34―302号、開始決定時の住所札幌市白石区栄通６丁目６番４号　マノワールブラン201号
破産者　櫻井　照義
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３２号
宮城県大崎市古川駅前大通４丁目３番３―104号　古川駅前大通住宅
破産者　伊東ヨシエ
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
宮城県大崎市古川宮沢字荒町47番地
破産者　鎌田　明子（旧姓石崎）
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２０６号
山形市宮町５丁目12番45号
破産者　本間　幸男
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４号
山形県新庄市五日町1223番地の１
破産者　須藤　徹生
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第２５号
山形県新庄市宮内町４番４号
破産者　佐藤みずほ
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第１２１号
群馬県太田市新道町1384番地５、前住所埼玉県ふじみ野市亀久保1777番地19　山崎荘201
破産者　三田　清一
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３号
富山県魚津市大海寺野5033番地１、開始決定時の住所富山県魚津市吉島１―11―19　ゆかりマンション２号室
破産者　小幡　啓子
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０７号
富山市八尾町福島511番地
破産者　池畑　清人
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０８号
富山市八尾町福島511番地
破産者　池畑　　弘
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８８号
長野市川中島町四ツ屋1132番地４　セジュール中河原Ⅱ201号
破産者　山岸　伸也
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係